

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な
仕組みの在り方に関する検討会（第1回）議事概要

開催日時：平成30年8月21日（火）10:00～12:30

開催場所：中央合同庁舎第2号館 1002会議室

出席者：

【構成員】

宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授）※座長

犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）

大谷 和子（株式会社日本総合研究所執行役員／法務部長）

佐光 正夫（徳島県政策創造部統計データ課長）

佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）

松岡 万里野（一般財団法人日本消費者協会理事長）

矢島 征幸（五霞町町民税務課主幹）

【オブザーバー】

添田 徹郎（行政管理局管理官）

滝澤 有美（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

松田 昇剛（情報流通行政局地方情報化推進室）

三原 祥二（個人情報保護委員会事務局参事官）

【事務局等】

佐々木 浩（大臣官房地域力創造審議官）

稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）

若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）

自治行政局地域情報政策室

議 事：

1. 検討会の運営について
2. これまでの議論の経緯等について
3. 地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する作業工程（案）について
4. 今後の検討項目等について

《議事 2 について》

【佐藤構成員】

- 昨年度、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について、共同受託と作成組織について議論したが、双方の案ともメリット・デメリットがあるところであった。まず、この検討会は作成組織を前提として議論するということでよいか。
- 作成組織の場合には、基本的に複数の地方公共団体のデータを取り扱うということになり、個人情報ファイル簿なのか個人情報取扱事務登録簿なのか、またはシステムのデータ構造はどうかといったデータの統一について、どのように議論をしていくかも考えた方が良いと思う。ある程度は、内部のデータが統一されているとう前提で、議論を進めざるを得ないのではないかという風に思っている。
- 作成組織が複数の地方公共団体からデータの提供を受けて非識別加工情報を作成するときに、その非識別加工情報は一つの地方公共団体に閉じるのか、複数の地方公共団体にまたがるデータとして扱うのかということも今後の議論の観点になると思う。仮に複数の団体にまたがる場合を許すのであれば、加工基準や安全管理措置も、それに応じた議論が必要となるか考えなければならない。

【事務局】

- 規制改革実施計画にも「立法措置（作成組織の整備を含む。）」とあるように、この検討会では、昨年度の検討会で提示された方策のうち作成組織の仕組みについて、議論をしていただきたいと考えている。
- 個人情報に係るデータ形式についても、この検討会での論点として上げているところである。
- 複数の地方公共団体にまたがる広域的なデータ提供のニーズも想定されるところであるが、作成組織において作成する非識別加工情報はそれぞれの地方公共団体毎に非識別加工を行うことを想定してイメージを作成しているが、この点については今後の検討会での御議論があらうかと思う。

《議事 4 について》

【犬塚構成員】

- 地方公共団体が作成組織に情報を提供するかしないかの判断をどのように位置付けるのが一つの重要な論点としてあると思う。
- 例えば、作成組織に情報を提供するかしないかは地方公共団体の任意とするのであれば、構わないと思う場合は問題ないが、一定の分野について、地方公共団体からの情報の提供を義務づける場合は、地方公共団体が独自に実施している事業に係る情報についてまで提供を義務付けると、地方公共団体の自主的な活動を阻害するおそれも出てくると思わ

れるので、そのような場合に個人情報については、条例で対応することにするとか、立法措置によっても何らかの配慮を設けるとかいったなどの整理が必要になってくるかと思う。

【事務局】

- 地方公共団体からの情報の提供を義務付けるというのは厳しい課題ではないかとの御議論もあると思う。今後の議論になろうかと思う。
- 法律の構成については、次世代医療基盤法による匿名加工医療情報の制度等、参考となる制度の立て付けを踏まえながら議論いただければと考えている。

【松岡構成員】

- 技術的に詳細な議論が必要な場面もあるかと思うが、ワーキンググループを設置して議論をしていくといったことは考えていないのか。

【事務局】

- 非識別加工情報の提供に関する効率的な仕組みの在り方として、まずは立法措置の在り方についてこの検討会で整理してまいりたい。技術的に詳細な点を検討する必要があるれば、その際は、例えば有識者ヒアリングといったことも考えていきたい。

【佐藤構成員】

- 次世代医療基盤法の場合、基本的にはいわゆるオプトアウトが前提となっているので、参考にできる部分もあると思うが、そういう枠組みの違いに留意が必要ではないか。
- 既に、非識別加工情報の制度を導入した地方公共団体については、総務省からの丁寧な説明が必要ではないか。

【事務局】

- 条例との関係については、丁寧な説明が必要だと思っている。作成組織と地方公共団体との役割分担を明確にできればよいのではないかと考えている。

【大谷構成員】

- 地方公共団体の保有するパーソナルデータを同じルールで円滑に利活用するという場合、その同じルールというのがどの範囲で同じルールなのかといったことについてのコンセンサスが、我々にないと十分に議論ができないのではないかと考えている。
- 現時点の資料では、匿名加工を施す作成組織と提供されたデータを活用する民間事業者は切り離されていると思うが、この2者が一定の独立性を持つ仕組みとするのかについても、議論が必要ではないか。

○作成組織について、立法措置を急ぐとしてもそう簡単なことではないと思うので、作成組織についての議論が固まるまでの間において、地方公共団体側が対応待ちになってしまうということがないように、作成組織の要件等についても十分議論していけたらと思っている。

【事務局】

○同じルールについては、多義的にとられることもあるので、次回の検討会のときにご議論いただければと思っている。

《議事全体について》

【佐藤構成員】

○今回の検討会では、個人情報保護法制全体ではなく、非識別加工情報制度について議論をしていくとの理解でよいか。

【事務局】

○ご理解のとおりであり、データ利活用の観点から検討を行うもので、個人情報保護に係る分野を全て議論の対象とするものではない。

【佐藤構成員】

- いわゆる事業採算性等の検証については、様々な観点から議論しなければならない課題で、難しい部分もあり、始めてみないとわからない面もあると思う。データ形式がどうなっているか等、前もって資料収集等、情報収集に動いていただいた方がよいかと思う。
- また、作成組織の業務について、外部委託の取扱いをどうするか等、複数案で良いので、ある程度仕組みの全体像のイメージをもって議論した方がまとめやすいのではないかと。

【佐光構成員】

○非識別加工情報やオープンデータの取組は、緒についたところであり、認知度も高い状況とはいえないので、作成組織の必要性については、具体的な事例も含めて説明していく必要がある。様々なユースケース・事例の整理も議論の上で重要ではないかと思う。

【犬塚構成員】

○昨年度の検討会報告書を基に庁内で議論したが、作成組織のような仕組みの検討をぜひ進めてほしいとの意見があった。また、経済の活性化、新産業の創出等という目的で非識別加工情報を提供する場合には、住民の理解を得るためにも、活用する事業者から手数料や実費だけでなく対価を取るべきであり、そのような仕組みにできないのかとの意見もあった。

- 作成組織が多く、地方公共団体の個人情報を集約的に保有することに対しては不安も出てくると思う。セキュリティ・安全管理措置の問題も大きいですが、作成組織の人間がそのような情報に自由にアクセスできてよいのかという根本的な疑問も感じる。
- 作成組織の在り方として、例えば、事業者からの提案に対応する形で加工方法を考え、自治体に情報の提供依頼を行う仕組みと、事業者からの提案を前提とせず、予め自治体から情報を提供してもらい、その情報の内容に応じて利用の方法について検討し、加工情報を事業者提供していく仕組みが考えられるが、後者の場合は作成組織の人間がより深く個人情報に関わるので疑問も大きく、考え方を整理する必要があると思う。

【矢島構成員】

- 当町においても、条例改正の検討をしているが、すぐにとという状況でもないのが現状。非識別加工情報の提供にインセンティブが見いだせれば、進んでいくのではないかと等、引き続き非識別加工を進める点から考えていきたい。